

ソーシャルワーカーにとっての  
「社会福祉の理論・歴史・政策」の意義

——近年の福祉政策と社会福祉士国家資格制度の動向を踏まえて——

伊 藤 新一郎

# ソーシャルワーカーにとっての 「社会福祉の理論・歴史・政策」の意義 ——近年の福祉政策と社会福祉士国家資格制度の動向を踏まえて——

伊 藤 新一郎  
Shinichiro ITO

## 目次

1. はじめに
2. ソーシャルワークの国際定  
義と社会福祉士国家資格制  
度
3. 今日における福祉政策の  
キーコンセプトとしての  
「地域共生社会の実現」
4. 令和元年度社会福祉士養成  
課程における教育内容等の  
見直しの根拠と要点
5. ソーシャルワーカーにとっ  
ての「社会福祉の理論・歴  
史・政策」
6. おわりに

## [Abstract]

**Significance of “Theory, history and policy of social welfare” for Social Workers: From the Recent Trend of Welfare Policy and the National Qualification System for Certified Social Workers**

The study examines the significance of social welfare theory, history, and policies for social workers in light of recent welfare policies and the national qualification system for social workers. It reveals the importance of defining certain old and new phenomena that occur in everyday social life and welfare problems as social problems. It argues that if these form the basis of social work education, training on theory, history, and policy groups of social welfare is a possibility; moreover, if an association with social work theory, history, and policy can be theoretically described, its relationship with social work practice can be critically examined. The study further illustrates three critical points for successful social worker training, namely, the importance of value standard and politics as a basis of critical viewpoint and thought; the construction of a relationship between research, education, and practice; and the clarification of the competence of social workers.

## 1. はじめに

### (1) 問題意識

社会福祉学は「政策と実践の両方を含む／政策と実践から構成される」という説明がある。これは学界や実践現場においても比較的浸透しているオーソドックスなものといえる。ただし、「社会福祉学とは？」という根源的な問いに係るものであることから、現時点で「有力な見解」ではあるが、研究・教育・実践の世界で合意された「唯一の見解」とま

ではいえない。

とはいえ、先の説明を踏まえた場合、「政策」とは典型的にはナショナルレベルの「社会福祉政策」に関する内容を指し「社会福祉のマクロ」, 「実践」は福祉課題・生活課題の解決・緩和を志向する「社会福祉実践」を指し「社会福祉のミクロ」という整理となる<sup>1)</sup>。

また、社会福祉学は「実践の学（実践志向の学）」<sup>2)</sup>と称されることも多い。その場合、「実践」とは個人・家族から集団、地域、社会全体を対象として何らかの福祉課題・生活課題

---

キーワード：ソーシャルワーカー、社会福祉の理論・歴史・政策、社会福祉士、社会問題  
Key words：Social Worker, Theory, History and Policy of Social Welfare, Certified Social Worker, Social Issue

あるいは社会問題の解決・緩和を目指し行われる社会的行為・活動であり、「社会福祉実践」あるいは「ソーシャルワーク（実践）」と呼ばれる。それは「マイクロ・メゾ・マクロ」の各レベルで展開されるとされながら、日本において従来から指摘されてきたことはソーシャル・アクション等の「マクロレベルの実践」の脆弱性とそれへの対応の必要性である（横山ら2011, 高良2013; 2017）。同様の傾向は「メゾレベルの実践」にもみられる。現場のソーシャルワーカーは「個別支援」には自信があるが、「地域支援」さらには「ソーシャル・アクション等による社会変革・社会開発」を実践するとすれば少なからず課題を抱えている<sup>3</sup>。

なぜこのような状況になっているか。その大きな要因の一つとして、研究・教育におけるマクロ実践の方法論及びマイクロ・メゾ・マクロ実践の連動性に関する理論的・方法論的未成熟さが指摘されている（石川2019）。

このように、社会福祉学は「政策と実践」を両輪としつつも、「実践志向」の学問とみなされてきた面があるが、実践についてメゾ・マクロレベルで課題が少なからず存在している。マイクロからマクロに至る各レベルでの実践を考える際、それは方法論／実践理論のみならず、社会福祉の理論（価値規範を含む）や歴史、政策抜きには成り立たない。

例えば、ソーシャル・アクションについてその方法論／実践理論を学び、理解するだけでは十分ではなく、その基礎として根本的に「なぜソーシャル・アクションが必要なのか」を理解することが不可欠なのである。そのように考えると、ソーシャルワーカー（の実践）にとって社会福祉の理論・歴史・政策は重要なはずである。

ところが、実践現場からはソーシャルワークに係る理論であっても「理論は実践には役に立たない」「実践は理論の通りにはいかない」という声が聞こえてくることがあるとす

れば、社会福祉の理論・歴史・政策となれば「日々の実践現場の営みからはあまりに遠すぎる」と見なされることも容易に想像ができる。

そのような現実があることを認めつつも、戦後の社会福祉教育を牽引してきた福祉系学校の団体であった社団法人日本社会福祉教育学校連盟（当時）がかつて作成した「改訂版社会福祉系モデル・コア・カリキュラム」<sup>4</sup>において、「社会福祉学を基礎としたソーシャルワーク教育」が標榜されていたことを考えると、前述した筆者の認識がソーシャルワーカー養成教育やソーシャルワーク実践にとって無用の「机上の空論」「実践的内容ではない」と切り捨ててしまってもよいとは到底思えない。

## (2) 研究目的と視点

以上を踏まえ、本研究の目的はソーシャルワーカーにとっての「社会福祉の理論・歴史・政策」の意義について考察することである。それは結果としてソーシャルワーカー養成教育における課題の一端をも浮き彫りにすることにつながる可能性を持っているという意味で、社会福祉学研究的の今後に寄与しようとするものである。研究目的に沿って設定される視点は次の2点である。

第1にソーシャルワーカーの（実践について）社会への説明責任を果たすための説明変数として「社会福祉の理論・歴史・政策」を位置づけることである。そうすることで、ソーシャルワーカー（の実践）にとっての理論等の意義・有用性を検討できると考える。

なお、本来的に「社会福祉の理論・歴史・政策」の3つは、「社会福祉理論研究／社会福祉原論研究」「社会福祉（発達）史研究／社会事業史研究」「社会福祉政策研究」というように研究領域としてそれぞれ独立したものである。教育課程においても同様で、例えば「社会福祉原（理）論」「社会事業史／社

会福祉（発達）史」「社会福祉政策（論）」といった名称で、大学等においては（指定科目以外の位置づけも含め）専門教育科目として開講されていることも多い。

しかし、本研究においては社会福祉士国家資格制度を手がかりとしているため、従来から「原論／原理論」あるいは「原論に相当する科目」と称されてきた科目の内容に対応する一つの「知識群」として「社会福祉の理論・歴史・政策」を扱う。

第2に、第1の視点を踏まえた具体的な検討対象として養成教育カリキュラムを含めた社会福祉士国家資格制度を取り上げる。日本における「専門職業としてのソーシャルワーカー」は、今日では一般に「社会福祉士や精神保健福祉士国家資格を有する者」がそれに相当するという社会的認識が概ね共有されているという判断の下、本研究では特に社会福祉士に限定して論を進める<sup>5</sup>。

## 2. ソーシャルワークの国際定義と社会福祉士国家資格制度

### (1) ソーシャルワークの国際定義

本研究では日本における専門職業である「ソーシャルワーカー」として「社会福祉士」を位置づけているが、ここではまずこの2つが理論的ないし学術的観点からみてどのような関係にあるかについて確認しておく。まずは、ソーシャルワークの国際定義である。2001年5月、IFSW及びIASSWにより採択された旧定義（ソーシャルワークの定義）は次の通りである。

「ソーシャルワーク専門職は、人間の福利（ウェルビーイング）の増進を目指して、社会の変革を進め、人間関係における問題解決を図り、人びとのエンパワメントと解放を促していく。ソーシャルワークは、人間の行動と社会システムに関する理論を利用して、人びとがその環境と相互に影響し合う接点に介

入する。人権と社会正義の原理はソーシャルワークの拠り所とする基盤である。」（社会福祉専門職団体協議会2016）

一方、2014年にIFSWおよびIASSWのメルボルン総会で採択された新定義「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」は以下の内容となっている。

「ソーシャルワークは、社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である。社会正義、人権、集団的責任、および多様性尊重の諸原理は、ソーシャルワークの中核をなす。ソーシャルワークの理論、社会科学、人文学および地域・民族固有の知を基盤として、ソーシャルワークは、生活課題に取り組みウェルビーイングを高めるよう、人々やさまざまな構造に働きかける。この定義は、各国および世界の各地域で展開してもよい。」（社会福祉専門職団体協議会2016）

社会福祉専門職団体協議会国際委員会ら（2016）によれば、2014年の新定義の特徴は「多様性の尊重」「西洋中心主義・近代主義への批判」「マクロな社会変革の強調」であり、旧定義にはなかった「集団的責任」「地域・民族固有の知」「社会開発」「社会的結束」等が新たな概念として追加された。

「多様性の尊重」は「社会正義」や「人権」と並ぶ基本的原理として位置付けられたが、新定義自体がその多様性、つまり「グローバル（世界）／リージョナル（地域）／ナショナル（国）」の重層定義による展開を認める内容となっている<sup>6</sup>。

「西洋中心主義・近代主義への批判」は、基本原理としての「多様性の尊重」に基づく「地域民族固有の知」の重要性を明示した点から読み取ることができる。

「マクロな社会変革の強調」は抑圧や不正義の構造に挑戦し変革するソーシャルワークを打ち出す姿勢の象徴的表現といえる。

そして、ソーシャルワークの焦点は「多様性と普遍性」「集団と個人」「マクロとミクロ」「社会変革と社会の維持」といった関係を考え実践することとされている。

その他の点として旧定義における「人と環境」といった文言が新定義では消えたが、「ウェルビーイング」「エンパワメントと解放」という表現は残された。また、ソーシャルワークが諸科学・諸理論に基づくという内容も新定義においてみられ、旧定義と同様である一方、新定義はソーシャルワークを「実践に基づいた専門職であり学問」と明記したことは大きな変化といえる。新定義からはソーシャルワークの「4つの役割・4つの原理」がみてとれ、それは「社会変革」「社会開発」「社会的結束」「人々のエンパワメントと解放」の促進、そして「社会正義」「人権」「集団的責任」「多様性尊重」である。単純な理解に基づけば、専門職業としてのソーシャルワーカーは以上の内容を遂行する者ということになる。

## (2) 社会福祉士国家資格制度

1987（昭和62）年「社会福祉士及び介護福祉士法」（以下、「社会福祉士法」）が成立、翌年施行され、同法を根拠とする「ソーシャルワーカーのための国家資格」として社会福祉士が創設された。その主な背景の1つに、欧米諸国との比較において「福祉専門職の養成が遅れているという認識」<sup>7</sup>が社会福祉業界及び政策立案者の間にあったことがあげられる。当時の日本では、1970年代には経済水準並びに社会保障水準について「欧米諸国へ追いついた」という認識が政府にあった<sup>8</sup>一方、社会福祉領域における「専門人材の養成」においては欧米諸国からの「遅れ」がみられることから、その「キャッチアップの必要性」

が認識された結果、社会福祉士国家資格制度の創設が図られたといえる。

社会福祉士法第2条における「社会福祉士」の定義は次の通りである。

「この法律において「社会福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者（第四十七条において「福祉サービス関係者等」という。）との連絡及び調整その他の援助を行うこと（第七条及び第四十七条の二において「相談援助」という。）を業とする者をいう。」

上記に加え法的な社会福祉士の義務には、誠実義務（第44条2）、信用失墜行為の禁止（第45条）、秘密保持義務（第46条）、連携（第47条）、資質向上の責務（第47条2）、名称の使用制限（第48条）がある。

2009（平成21）年度から施行されている現行の社会福祉士養成教育カリキュラムでは、「社会福祉士に求められる役割」として、①福祉課題を抱えた者からの相談に応じ、必要に応じてサービス利用を支援するなど、その解決を自ら支援する。②利用者がその有する能力に応じて、尊厳を持った自立生活を営むことができるよう、関係する様々な専門職や事業者、ボランティア等との連携を図り、自ら解決することのできない課題については当該担当者への橋渡しを行い、総合的かつ包括的に援助していく。③地域の福祉課題の把握や社会資源の調整・開発、ネットワークの形成を図るなど、地域福祉の増進に働きかける、の3つが示されている<sup>9</sup>。

第2条における社会福祉士の定義規定、

2014年グローバル新定義、そして現行の社会福祉士養成教育カリキュラムにおいて求められる役割からみた場合、社会福祉士をソーシャルワーカーと全く同様であるとみなすことは困難である。社会変革・社会開発とその方法としてのソーシャル・アクション等の関する内容は、根拠法の条文や厚生労働省による教育目標からは読み取ることができないことから、現状ではおそらく「社会福祉士はソーシャルワーカーと一部重なりがみられる」との判断が妥当なところである。加えて、実践レベルでの現状は「1. はじめに」の通りである。

「ソーシャルワーカー」と「社会福祉士」の関係を巡っては、「社会福祉士（養成教育）＝ソーシャルワーカー（養成教育）か？」という問いが、社会福祉士国家資格制度の創設以来、度々取り上げられ議論されてきた。それは「社会福祉教育＝社会福祉士養成教育＝ソーシャルワーカー養成教育か？」という問いの一部を構成するものであったためとも思われる。

そのような経過があった一方で、国家資格の創設から30年が経過する過程で「ソーシャルワーカー（社会福祉士）」あるいは「社会福祉士（ソーシャルワーカー）」という用法も学術書や学術論文、各種テキストやマニュアル等において多用されてきたという事実もある。それは関係者間でさまざまな見解の違いがありつつも、先のような用法が「一般的である」という認識が学界や実践現場に一定程度浸透してきた（受け入れられてきた）現状を示しているといえよう。

最近では、政府文書において「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士」<sup>10</sup>という表現もみられるが、本研究では前述の通説とされている用法に倣い、日本における専門職業である「ソーシャルワーカー（及びそのための国家資格）」として「社会福祉士」という用語を位置づける。

### 3. 今日における福祉政策のキーコンセプトとしての「地域共生社会の実現」

今日の福祉政策・福祉改革のキーコンセプトは「地域共生社会の実現」である。「我が事・丸ごと」という言葉は「地域共生社会」とセットで用いられており、その要諦は「包括的な相談支援体制」と「住民主体の課題解決体制」の構築にある。まずは政府文書における言及内容について概観しておこう。「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋」（骨太方針2016：平成28年6月2日閣議決定）の「第2章 成長と分配の好循環の実現（6）障害者等の活躍支援、地域共生社会の実現」には次のような記述がある。

「…略…全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り高め合う地域共生社会を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。」

「骨太方針2016」と同日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」においても「地域共生社会の実現」に関する記述がある。「4. 介護離職ゼロに向けた取組の方向（4）地域共生社会の実現」には以下のように書かれている。

「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を

醸成し、NPOとの連携や民間資金の活用を図る。」

厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部<sup>11</sup>によれば「地域共生社会」とは、「制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」を目指すものである。それが必要とされる背景として、①高齢化や人口減少による地域・家庭・職場という人々の生活領域における支え合いの基盤の弱まり、②地域社会の存続に向けて社会保障や産業などの領域を超えてつながり、地域社会全体を支えていく重要性、③複合的な支援を必要とする人々の存在や対応が困難なケースへの対応必要性が指摘されている。改革の骨格は、①地域課題の解決力の強化<sup>12</sup>、②地域丸ごとのつながりの強化、③地域を基盤とする包括的支援の強化<sup>13</sup>、④専門人材の機能強化・最大活用<sup>14</sup>の4点である。

さて、「地域共生社会（の実現）」という用語をめぐるのは、第1に「ポスト地域包括ケア」の政策理念として登場したものであること、第2に政策理念であることから今後の国の政策展開に影響される不安定なものであることの2点を押さえておく必要がある。

今から10年ほど前に「地域包括ケア」が政策理念として登場し、研究・教育・実践の各フィールドにおいて一定の定着がなされたという評価は可能である。ただし、それは主に高齢者への支援に向けたネットワークシステムや多職種連携等に関して用いられてきたという経緯がある。「地域共生社会（の実現）」は「地域包括ケアの深化」<sup>15</sup>という位置づけで政策的には従来からの連続性がみられるが、換言すれば「地域包括ケアの高齢者以外の対象への拡充」を意図して打ち出された

政策理念といえる。

さらに、少子高齢化や人口減少などを背景として今後の社会保障政策全体の方向性如何によって「地域共生社会（の実現）」がいつまで社会福祉の研究・教育・実践に影響を与える政策理念であり続けるかは全く不透明である。

しかしながら、無意識的かつ無批判的にそれを前提として受け入れ、研究・教育・実践が粛々に行われていくことがあるとすれば、それに違和感と危機感を覚えるのは筆者だけではないはずである。近視眼的に「政策適合的な振る舞い」に終始することなく、批判的視点を保持することはソーシャルワーカーやその養成教育及びその基盤となる学術研究にとってなくてはならない姿勢といえる。

とはいえ、この政策理念を全く無視し、それと無縁のまま今日の研究・教育・実践を展開することは現実的には不可能であり、ソーシャルワーカーとして社会福祉士を養成しようとする場合も例外ではない。事実、「地域共生社会の実現」という政策理念は後述する令和元年度における社会福祉士養成課程の見直しにおいて、その基本的枠組みを決定するほどに大きな影響を与えている。

#### 4. 令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの根拠と要点

##### (1) 福祉人材確保専門委員会報告書の概要

令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しは、社会福祉士法の改正に基づいていた2007（平成19）年改正とは異なり、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会報告書「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について」（平成30年3月27日）が根拠となっている。2007（平成19）年の社会福祉士法改正では、附則第9条2で「政府は、この法律の施行後五年を目途として、新法の施行の状況等を勘案し、この法律による改正後の社会福

社士及び介護福祉士の資格制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と明記されていた。

ところが、実際には前回改正から約10年が経過した2016（平成28）年の第8回福祉人材確保専門委員会から社会福祉士養成課程の見直しに向けた議論が開始され、そこから計5回の議論を経て先の報告書がまとめられた。同報告書の前提は「地域共生社会の実現」であることは言うまでもない。以下、長くなるが重要と思われるため「社会福祉士の果たすべき役割」に関係する部分について同報告書の内容をみていく。

## 【総論】

### ○はじめに

「社会福祉士には、ソーシャルワークの専門職として、地域共生社会の実現に向け、多様化・複雑化する地域の課題に対応するため、他の専門職や地域住民との協働、福祉分野をはじめとする各施設・機関等との連携といった役割を担っていくことが期待されている。」（1頁）

社会福祉士は「ソーシャルワークの専門職」として「地域共生社会の実現」に向けた役割を担うことが期待されていることがわかる。

### ○2社会福祉士を取り巻く状況の変化について

「…略…既存の制度では対応が難しい様々な課題が顕在化しつつある。例えば、制度が対象としていない生活課題への対応や複合的な課題を抱える世帯への対応、外部からは見えづらい個人や世帯が内在的に抱えている課題への対応など、ニーズの多様化・複雑化に伴って対応が困難となるケースや、社会保障分野だけでなく、教育分野や司法分野などの多様な分野においても対応が必要な課題が顕

在化してきている。」（3頁）

「このような状況を踏まえると、ソーシャルワークの専門職である社会福祉士には、地域住民等とも協働しつつ、多職種と連携しながら、課題を抱えた個人や世帯への包括的な支援のみならず、顕在化していない課題への対応といった役割も担っていくことが求められる。」（4頁）

いわゆる「制度の狭間」と呼ばれている課題や複合的課題への対応を社会福祉以外の分野や地域住民、多職種等と連携・協働しながら行う必要性が指摘されている。

### ○3社会福祉士が担う今後の主な役割

「…略…地域を共に創っていく「地域共生社会」の実現に向けて、①複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や②地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築を進めていくことが求められており、それらの体制の構築を推進していくに当たっては、社会福祉士がソーシャルワークの機能を発揮することが期待されている。」（4頁）

### ○4対応の方向性

「地域共生社会の実現に向けて求められる、複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制や地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制の構築に必要なソーシャルワークの機能を社会福祉士が担うために必要な実践能力を明らかにし、その能力を身につけることができるよう、社会福祉士の養成カリキュラム等の見直しを検討すべきである。」（5-6頁）

「地域共生社会の実現」のために「複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働に



よる包括的な相談支援体制」や「地域住民等が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制」を構築するにあたり、社会福祉士がそれに資するソーシャルワーク機能<sup>16</sup>を発揮することが求められている。そして、その習得に必要な教育内容になるよう養成教育カリキュラムを見直すよう促している。

## 【各論】

### ○1 社会福祉士の養成について

「社会福祉士の実践能力を高めていくためには、カリキュラムの見直しの中で、実践能力を養うための機会である実習や演習を充実させるとともに、教員が新カリキュラムを展開していくための研修や教員・実習指導者の要件等について検討する必要がある。」(7頁)

#### (1) 養成カリキュラムの充実

「社会福祉士が、個人及びその世帯が抱える課題への支援を中心として、分野横断的・業種横断的な関係者との関係形成や協働体制を構築し、それぞれの強みを発見して活用していくため、コーディネーションや連携、ファシリテーション、プレゼンテーション、ネゴシエーション(交渉)、社会資源開発・社会開発などを行うとともに、地域の中で中核的な役割を担える能力を習得できる内容とすべきである。」(8-9頁)

「自殺防止対策、成年後見制度の利用支援、虐待防止対策、矯正施設退所者の地域定着支援、依存症対策、社会的孤立や排除への対応、災害時の支援、多文化共生などの場面においても、社会福祉士に期待がされており、ソーシャルワークの基本を習得することを土台として幅広い福祉ニーズに対応できるようにするための実践能力を習得できる内容とすべきである。」(9頁)

同報告書8-9頁に記載されている2つが

「ソーシャルワーク専門職である社会福祉士を養成するための教育目標」として示された内容である。これが「地域共生社会の実現」に向けて社会福祉士が身につけなければならないとされる実践能力である。そのために、「講義-演習-実習」の学修循環を作り、講義でもアクティブラーニングの導入を進め、演習及び実習を充実させ、実習と社会福祉法人の地域における公益的取組<sup>17</sup>の連動等の必要性が指摘された。ただし、養成課程全体の時間数は1200時間のまま据え置くこととされたことから、教育時間の総枠を維持したまま、同報告書を踏まえ必要な内容を充実させることが養成教育カリキュラムの見直し作業において求められることとなった。

#### (2) 令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しの要点

今日、社会福祉士が国家資格として創設されてから30年以上が経過し、これまでに国家試験は32回実施された。公益財団法人社会福祉振興・試験センターによれば、受験者は過去10年以上にわたり4万人を超え、合格率は概ね25～30%で推移し、登録者数は2020(令和2)年1月現在で238,855人である。

しかし、受験者数は第21回(2008年度)をピークにその後は微減・微増を繰り返しており、同じ傾向は養成校団体である一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟(ソ教連)の会員校数の動向にもみられる<sup>18</sup>。その要因は少子化の進行といった構造的変化のみならず、労働環境・待遇が必ずしも十分な社会的評価を得ているとは言い難い水準であることを受け、ネガティブな世論が形成されている現状から福祉系大学・短大・専門学校等の志願者・入学者の減少といった「福祉離れ」にあることは想像に難くない。

一方で国民・市民の福祉ニーズは多様化、複合化、複雑化、高度化しているといった現状認識は政府や学界、実践現場における言説

に度々登場する。そして社会問題としての生活問題や福祉問題の深刻化や「社会的対応を要すると思われる新たな事象」<sup>19</sup>が認識されつつある状況を踏まえ、社会福祉士（及び精神保健福祉士）は「ソーシャルワーカー」としてその解決や緩和に寄与できる「ソーシャルワーク機能」を発揮する専門職として役割を果たすことが期待されるという。これは先の福祉人材確保専門委員会報告書にもある。

以下では、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室による「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」（令和元年6月28日）<sup>20</sup>をもとに、今回の見直しの要点を整理する。まず「見直しの方向性」は「報告書」及び2007（平成19）年度カリキュラム改正以降の社会状況の変化や法制度の創設等を踏まえ、「ソーシャルワーク機能を発揮できる実践能力の習得が図られるよう」にするというものである。今回の見直しを踏まえた新たなカリキュラムは2021（令和3）年度から開始予定である<sup>21</sup>。なお、以下は2020（令和2）年2月時点の内容である。

#### ○養成教育カリキュラムの科目数と科目名

現行22科目から23科目へ1科目増加し、多くの指定科目名が変更された。

#### ○養成カリキュラムの内容の充実

地域共生社会に関する科目として「地域福祉と包括的支援体制」（60時間）を創設した。これにより、地域共生社会の実現に向けて求められる社会福祉士が担うべき役割を理解し、多機関の協働による包括的な相談支援体制の仕組み等の知識を習得する。

また、ソーシャルワーク機能を学ぶ科目を再構築し、科目名は現行の「相談援助」がすべて「ソーシャルワーク」という表現に変更されたことに加え、ソーシャルワーク専門職である社会福祉士と精神保健福祉士が共通し

て学ぶべき内容を共通科目とした（ソーシャルワークの基盤と専門職：30時間、ソーシャルワークの理論と方法：60時間、ソーシャルワーク演習：30時間の計120時間）。

更生保護制度は「刑事司法と福祉」となり時間は30時間へ増加した。さらに、大学等において「医学」「心理学」「社会学」に係る指定科目は1科目の履修ではなくすべて必修化された。

#### ○実習及び演習の充実

社会福祉士と精神保健福祉士の共通科目として「ソーシャルワーク演習」（30時間）を設けた（再掲）。ソーシャルワーク機能の実践能力を養う実習時間数の拡充として現行の「相談援助実習」（180時間）を「ソーシャルワーク実習」（240時間）とし、施設や事業所等の現場において実践能力を養う実習科目として、地域における多様な福祉ニーズや多職種・多機関協働、社会資源の開発等の実態を学ぶこと、2つ以上の機能の異なる実習施設で実習を行うことが義務化される見込みである（240時間のうち180時間以上は1つの実習施設で行う）。

実習時間の免除として介護福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者（履修中の者を含む）が社会福祉士の養成課程において実習を行う場合、社会福祉士資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、60時間を上限に実習を免除することが提案されている。

#### ○実習施設の範囲の見直し

実習を行う施設について、社会福祉士国家試験の受験資格に係る実務経験として認められる施設等の範囲と同等にするとともに、社会福祉法人が独自に実施する事業等の場においても実習を行うことで地域における多様な福祉ニーズを学べるよう実習施設の範囲を拡充した（都道府県社会福祉協議会、教育機関、

地域生活定着支援センターなど)。

### ○共通科目の拡充

ソーシャルワークの専門職である社会福祉士と精神保健福祉士の養成課程において、相互に資格を取得することを希望する者の負担の軽減を図るため、それぞれの専門性に留意しつつ共通となる科目数・時間数を拡充した(現行11科目420時間→13科目510時間へ:5科目を共通科目として新設)<sup>22</sup>。

## 5. ソーシャルワーカーにとっての「社会福祉の理論・歴史・政策」

### (1) 社会福祉士国家資格制度における目標・ねらいの変遷と特徴

社会福祉士養成教育カリキュラムは、旧カリキュラム(2008年度以前)、現行カリキュラム(2009年度以降～現在)、新カリキュラム案(令和3年度以降予定)と大きく3つの時期に区分できる。ここではまずそれぞれの時期における「社会福祉の理論・歴史・政策」に関する事項を教授する科目とされてきた社会福祉士国家試験指定科目の目標・ねらいについて、その特徴と変遷内容を確認する。厚生労働省指定科目名は旧カリキュラムが「社会福祉原論」、現行カリキュラムは「現代社会と福祉」、新カリキュラム案では「社会福祉の原理と政策」である。なお現行カリキュラムでは、通知において「社会福祉」「福祉政策」「社会福祉政策」「社会福祉(学)原論」「社会福祉(学)総論」「社会福祉(学)概説」等も可とされている<sup>23</sup>。

なお、以下は実際に各出版社から発行されているテキストの内容を考慮していない。

最初に旧カリキュラムにおける「社会福祉原論」の目標である<sup>24</sup>。太字は筆者によるものである(以下同じ)。

#### 1. 現代社会における社会福祉の理念と意義

について事例や演習形式等を活用し理解させる。

2. 社会福祉の対象と援助の形態及び方法について理解させる。
3. 社会福祉サービス体系と利用者保護制度の仕組みの概要について理解させる。
4. 社会福祉の専門性と倫理について理解させる。
5. 社会福祉士及び介護福祉士法の意義と内容について理解させる。
6. 社会福祉の法体系、実施体制及び財政全体の概要について理解させる。
7. 社会福祉をめぐる我が国及び諸外国の動向について理解させる。

旧カリキュラムの目標では、社会福祉の「理念」、「対象」、「方法」、「サービス体系」、「専門性」、「法制度」、「実施体制」、「財政」等を教授することとなっていた<sup>25</sup>。この内容だけをみれば「社会福祉概論」と呼んでも概ね差し支えない。

しかし、主語は「社会福祉」でありその点では社会福祉士国家資格制度の創設以前から社会福祉教育で行われてきた「社会福祉原論」の色合いを残しつつある程度反映していたものと推測できる。そのため社会福祉の理論・歴史・政策を扱う科目として位置づけられていたと判断できる。

次に現行カリキュラムにおける「現代社会と福祉」のねらいである<sup>26</sup>。

1. 現代社会における福祉制度の意義や理念、福祉政策との関係について理解する。
2. 福祉の原理をめぐる理論と哲学について理解する。
3. 福祉政策におけるニーズと資源について理解する。
4. 福祉政策の課題について理解する。
5. 福祉政策の構成要素(福祉政策における

政府、市場、家族、個人の役割を含む。)について理解する。

6. **福祉政策と関連政策**(教育政策, 住宅政策, 労働政策を含む。)の関係について理解する。

7. **相談援助活動と福祉政策との関係**について理解する。

社団法人日本社会福祉士養成校協会(当時)による2014(平成26)年の調査研究事業の報告書<sup>27)</sup>によれば、現行カリキュラムにおける「現代社会と福祉」の科目名称について回答総数252の内訳は、「指定科目名のまま」25.8%(65票)、「読替」61.9%(156票)、「無回答」12.3%(31票)であった。これは旧カリキュラム時の科目名のままにしていることに加え、以前は「社会福祉原論」という科目名であったこととの関係で「現代社会と福祉」という科目名への違和感が養成校間で一定程度存在している可能性も示していると考えられる。

次に「必修か選択か」については回答総数(開講科目数)330のうち、「必修」59.1%(195票)、「選択」31.8%(105票)、「無回答」9.1%(30票)で指定科目の中で「必修」としている割合が最も高かった。養成教育カリキュラムも含む福祉系学校の教育課程における基盤科目として位置づけられ重要視されていることがうかがわれる。

続けて「配当学年」は回答総数(開講科目数)330のうち「1年」61.2%(202票)、「2年」18.5%(61票)、「3年」8.5%(28票)、「4年」2.1%(7票)、「無回答」9.7%(32票)であった。このことから「ソーシャルワーカー養成/社会福祉教育の基礎科目あるいは導入科目」として位置づけられていることがわかる。

最後に「教育に含むべき項目で重要と思う内容」についてそれぞれにつき回答総数251のうち、「とても重要だ」と回答した割合は「福祉の原理をめぐると理論と哲学」55.0%(138

票)、「現代社会における福祉制度と福祉政策」54.6%(137票)、「福祉制度の発達過程」50.2%(126票)が上位の3つであった。内容としては社会福祉の理論・歴史・政策に相当すると認識されている項目について重要と捉えている傾向がわかる。

上記のような結果が出てはいるが、現行カリキュラムでは科目名から「論」が消え、ねらいから「社会福祉」という用語が消え「福祉制度」や「福祉政策」あるいは「福祉」が主語となった<sup>28)</sup>。それだけでも旧カリキュラムの「社会福祉原論」との違いは明確である。ねらいからみると、この科目は「福祉の原理をめぐると理論と哲学」という内容を含んではいるものの全体の構成は「福祉政策論」といってもよい。この科目は「社会福祉原論の後継科目」という位置づけであったが(現在もそのように評されることも少なくないが)、ねらいの内容からはいわゆる「原論/原理論」と呼べる内容とは異なるといえるだろう。

最後に新カリキュラム案における「社会福祉の原理と政策」のねらいである<sup>29)</sup>。

1. **社会福祉の原理をめぐると思想・哲学と理論**を理解する。
2. **社会福祉の歴史的展開の過程**と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。
3. 社会問題と社会構造の関係の視点から、**現代の社会問題**について理解する。
4. **福祉政策を捉える基本的な視点**として、**概念や理念を理解**するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。
5. **福祉政策の動向と課題**を踏まえた上で、**関連施策や包括的支援**について理解する。
6. **福祉サービスの供給と利用の過程**について理解する。
7. **福祉政策の国際比較**の視点から、日本の

福祉政策の特性について理解する。

新カリキュラム案のねらいでは社会福祉の「原理を巡る思想・哲学と理論」,「歴史」に加え,「社会問題」,福祉政策の「概念」,「理念」,「動向」,「課題」,「国際比較」そして「福祉サービスの供給と利用過程」や「包括的支援」といった内容が含まれており,社会福祉の理論・歴史・政策を概ねカバーするものといえる。一概には言えないが旧カリキュラムの「社会福祉原論」へ多少戻ったような印象もある。

また,科目名が「社会福祉の原理と政策」となり社会福祉の理論等を教授する科目という位置づけについては現行カリキュラムの「現代社会と福祉」よりも明確になったと考えられる。加えて「包括的支援」は「地域共生社会の実現」を意識して新たに加えられたと推測できる。

以上の内容を踏まえると,旧カリキュラムの頃から「マクロレベルの実践」の弱さはみられてきた可能性は十分にあるが「社会福祉学を基礎としたソーシャルワーク教育」という観点からすると,現行カリキュラムにおける「現代社会と福祉」は「ソーシャルワーク(専門職養成)教育の基盤となる内容」,つまり社会福祉の理論・歴史・政策といった内容を教授する科目としては十分に機能していたとはいえないと判断するのが妥当と思われる。

結果として,現行カリキュラムでは「マクロレベルの実践」に必要な社会福祉の基盤的思考=価値規範等を含む理論・歴史・政策(批判)といった知識群をしっかりと扱えていなかった可能性がある。「ねらい」だけについていえば新カリキュラム案の「社会福祉の原理と政策」の方が一定程度の期待がもてる。

## (2) ソーシャルワーカーの説明変数としての「社会福祉の理論・歴史・政策」

前述した旧日本社会福祉教育学校連盟によ

る「改訂版社会福祉系モデル・コア・カリキュラム」において典型的にみられるように,日本のソーシャルワーク(専門職養成)教育の基礎は伝統的に社会福祉学とされてきた<sup>30</sup>。社会福祉士国家資格制度の創設以前から,ソーシャルワーカーの養成は「社会福祉学科」「社会福祉学部」において行われてきた。そのように考えれば,ソーシャルワーカー養成教育においても社会福祉の理論・歴史・政策は「基盤」として位置付けられてきたはずでありソーシャルワーカーの実践にとっても同様であったはずである。

しかしながら,社会福祉の理論・歴史・政策の重要性を理解していても「実感がない/リアリティがない」というのが今日のソーシャルワーカーの本音かもしれない(同じことはグローバル定義についてもいえる可能性がある)。今日,実践のみならず研究や教育の各フィールドで社会福祉の理論・歴史・政策への意識や重要性の認識が薄れてしまい,それがソーシャルワーカーのあり方,より現実に即していえば社会福祉士のあり方をネガティブな意味で浮き彫りにしているとすれば,あらためて社会福祉の理論・歴史・政策群のソーシャルワーカー(の実践)にとっての意義を検討しなければならない。

ここではソーシャルワーカー(の実践)のあり方(=社会への説明責任)への説明変数として社会福祉の理論・歴史・政策を位置づけ,その有用性について試行的に考えてみたい。

「理論」は福祉課題/生活問題あるいは社会問題の解明を一大焦点とする。これはソーシャルワークの対象論の説明,ソーシャルワークの主体論へとつながる。また,これらの問題への目標,規準(正義論),福祉国家論等を含み得る。「歴史」は福祉問題/生活問題ないし社会問題の実態の歴史,問題定義の歴史,制度的・国家的対応の歴史を明らかにすると同時に,ソーシャルワーク実践の

「場」の創設・変動の過程も明らかにする。「政策」は国家構造（三権分立、政治・行政、専門職、市民運動等の多元的セクター間の力学に基づく政策決定の中で、ソーシャルワーク実践の場や枠組みの前提を設計していることになる（国家資格化、ソーシャルワーカーの政策的役割規定、行政任用や職域拡大等）。

以上の試論の中核は「社会問題」あるいは「社会問題としての福祉問題／生活問題」論と考えられる。すると、「社会への説明責任」の一つの回答として今日においては「地域共生社会の実現」に必要な2つの体制構築に求められるソーシャルワーク機能として「いわゆる24機能」が位置づけられることになる。

さて、上記の試論を提示するにあたり、伝統的に用いられてきた「社会福祉原論」という表現を用いず、「社会福祉の理論・歴史・政策」を一つの群として用いている理由は「社会福祉原論」ひいては社会福祉学をめぐる議論と関係している。

社会福祉原論の課題について岩田（2012：99）は、①社会福祉と呼ばれるfield全体の社会のなかでの位置の説明（第1課題）、②このfieldで、何が、何のために、誰によって、どのような方法と価値づけで行われているか（第2課題）の2点をあげ、それは演繹的方法ではなく帰納的方法によるアプローチで行われる必要があると指摘している。

木原（2007：111）は、社会福祉学以外の領域における「〇〇原論」の構成要素として、①その学問領域の独自の概念、定義および全体の輪郭としての体系、②その学問の根幹をなす根本原理・哲学、③その学問の理論史と背景の歴史をあげているが、先駆的に社会福祉・ソーシャルワークを教えるアメリカやカナダの大学において、いわゆる社会福祉原論などの講義はないと述べている<sup>31</sup>。それを踏まえると「日本の社会福祉原論研究へのある種のこだわりは、世界の社会福祉研究でみれば特異なもの、ガラバゴス化した議論といわ

ざるを得ない」（木原2007：112）かもしれない。一方で、木原（2007：112）はそれが無意味でネガティブなものであるということではなく、日本独自の福祉の議論が醸成され「純正」が守られてきたという面を「ガラバゴス化の効用」と表現している。

また、岩崎（2011：iv）が言うように社会福祉は社会問題に対する政策的対応と実践的対応の両面があるが、その2つを統合的に理解するのか、分離して理解するのかについて、社会福祉原論研究あるいは学界において通説を形成できていないという問題設定が今日でも有効だとすれば、それは「社会福祉」と「ソーシャルワーク」の関係をどう整理することが可能かという問いを含んだものといえる。

この点について米本（2007：107）によれば、「社会福祉・ソーシャルワークをめぐる議論の二項対立的な展開」（社会政策／社会事業、社会福祉制度・政策／社会福祉実践・技術、ソーシャルポリシー／ソーシャルワーク）という表現及びそれ自体が解明される必要がある論点であるという。

ソーシャルワークのグローバル定義においてソーシャルワークは「専門職」であり「学問」とされているが、その説明は日本の状況とはかなり異なる。日本ではソーシャルワークは「社会福祉学を学問的基盤とする」という認識がこれまでされてきた（社会福祉学を基礎とするソーシャルワーク教育）。これは、戦後に縦割りで整備されてきた社会福祉の法制度に基づく対象ごとに生成されてきた「福祉現場＝社会福祉のフィールド」が「ソーシャルワークの実践場」となってきたこととも関連する。

もし「社会福祉」と「ソーシャルワーク」を分離して理論的に整理・理解するとすれば、ソーシャルワークは自らの手でその「実践場」を開拓・確保する必要があると考えられ、それが日本の現状と照らし合わせた場合にどの

程度の「現実性」があるかは別途検討を要するテーマである。

## 6. おわりに

今後、社会福祉士国家資格制度が「ソーシャルワーカー養成教育」としてより相応しいものとなっていくことを視野に入れつつ、結論を述べるならばソーシャルワーカー(の実践)にとっての社会福祉の理論・歴史・政策群の意義は、「社会問題としての生活問題／福祉問題」とそれに対する対応・反応が鍵になると考える。それは、人びとの日常生活・社会生活に発生する新旧双方の「ある現象」を社会問題としてどう定義するか、いわば福祉問題／生活問題が社会問題として存在するという視点に関わるものである。

つまり、問題解決は解決すべき対象の把握(特定の視点＝社会福祉の立場から問題を把握すること)から始まり、社会問題を自らの価値規範に基づいて言語化し(生活問題／福祉問題として定義する)、その解決によって現状の社会構造・制度が十分なものでないならば、それを批判的に捉えソーシャル・リフォームするためのアクションを起こすといった経路を辿るはずである。そのためには、ソーシャルワーカー(の実践)にとっての社会福祉の理論・歴史・政策群を「知っている」だけでは十分ではなく、「批判できる」ことに加え、「製作できる」「提言できる」ことが求められるであろう。

したがって、それらを実現するためのソーシャルワーカー養成教育を構想するとすれば、社会福祉の理論・歴史・政策群に関する演習教育も可能性としてはあり得ることになる。社会福祉の理論・歴史・政策について単なる(国家試験用の)知識としてではなく、ソーシャルワーカー(の実践)のあり方を説明する変数として教授され、これらの知識を実践現場でどのように適用・応用するかにつ

いて演習形式で展開できる科目(ないしは講義科目における演習授業)があれば、ソーシャルワーカー養成教育にとっても有益と思われる。

さらに「ソーシャルワークの理論・歴史・政策」とのつながりを理論的に描くことができれば、ソーシャルワーク実践との関係から社会福祉の理論・歴史・政策を批判的に検討できる可能性もある。

最後にソーシャルワーカーにとっての社会福祉の理論・歴史・政策の位置づけをめぐる課題2点とソーシャルワーカー養成教育全体に係る課題1点を述べて終えたい。

第1に、批判的視点・思考の基礎としての価値規範と政治の重要性である。現在の日本におけるソーシャルワーカーとして社会福祉士(及び精神保健福祉士)の業務、役割を含む実践に不足があるならばそれを変えていかなければならない(社会的地位・雇用環境も含め)。それには所属組織のあり方、社会福祉制度、社会の支配的な価値や常識／社会通念とされている(されてきた)もの等を変革する必要がある。それができるソーシャルワーカーを教育機関は養成しなければならない。

その場合、あらためて社会福祉の価値規範の教育のあり方(内容、教授法等)を検討すると同時に、(福祉)政治の重要性も養成教育でしっかりと位置づけが必要と考える。社会問題を捉えたとしても、政治や権力構造に無関心なままでは「社会変革」「社会開発」「人々のエンパワメントと解放」といったソーシャルワーカーとして果たすべき役割(ソーシャル・アクション／プラットフォーム・ビルダー等)を遂行できないのではないかと危惧する<sup>32</sup>。

第2に、研究・教育・実践の相互関係の構築である。社会福祉の理論・歴史・政策について教授すべき内容については、いくら増やそうとも不足感が残る可能性がある(そして

時間の制約もある)。そう考えると結局は知識の活用の仕方が課題である。「学術成果→教育科目→実践への影響」というルートが翻って、「実践→教育科目→学術成果」への影響というルートを作れるかという問題設定になるとすれば「批判的視点・思考」の必要性が浮き彫りになる。しかし、実践（者・現場）は「知識の消費者」にとどまる可能性が高いと思われることから、今後この点を検討する余地はある。

第3に、ソーシャルワーカーのコンピテンシーの明確化である。「社会に対する説明責任」という観点からみれば、社会福祉士国家試験に合格するだけではそれを十分に果たしているとはいえない。今後の社会福祉士養成教育はソーシャルワーカーの持つべき価値規範、それに基づき社会問題としての生活問題・福祉問題へ介入・アクションする方法論等の必要な基礎的コンピテンシーを明確化し、それを身につけることができるような教育カリキュラムでならなければならない。

つまり、知識のみならず技術にも含めた卒業時到達目標と水準の設定、それらからみたコンピテンシーの修得状況に関する評価システムの構築が課題である。それがクリアされれば、新卒者へのOJTや職能団体による研修プログラムとも連動した人材養成・育成の標準モデルの提示が可能となるであろう。

\*本研究は、一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟主催「第49回全国社会福祉教育セミナー in Aichi（於：日本福祉大学美浜キャンパス）」（2019年11月30日～12月1日）における第4分科会「理論・歴史・政策にも強いソーシャルワーカーの養成」における発題資料に大幅な加筆修正を行ったものである。

## 注

<sup>1</sup> 例としては『エンサイクロペディア社会福祉

学』（2007：28-31）や日本学術会議社会学委員会社会福祉学分野の参照基準検討分科会（2015）による説明があげられる。

<sup>2</sup> 一番ヶ瀬康子は、社会福祉学について次のように述べている。「社会福祉学への志向は、当初社会事業に従事する従事者養成の教育機関からはじまった。…略…社会事業は、20世紀にはいって、それまでの生活困窮者への活動であった慈善、慈善事業を克服し、科学的、計画的な特質をもった組織的活動として成立した」（一番ヶ瀬1971：7）。

また「明らかにしておく必要があることは、実践と単なる実用的行為とはことなるという点である。社会福祉においては、しばしば現場における実用的行為のみが安易に実践であると考えられがちであるが、それは実践という用語の矮小化である。実践とはたんなる行為ではなく、人間性の全面的開花を旨とした目的志向的な行為である。その意味で本来的な研究行為もまた実践である。つまり、その次元にたてば実践的研究行為と実践的現場行為あるいは研究実践と現場実践がある」（一番ヶ瀬1971：79）。

あるいは「社会福祉学は、いわば実践的視点を前提とした政策批判・形成の学という意味で、政策学あるいは論である」（一番ヶ瀬1971：64）。

<sup>3</sup> 一般社団法人日本社会福祉士養成校協会（2017：12-13）を参照。

<sup>4</sup> 「Ⅰ群：社会福祉学」「Ⅱ群：社会福祉専門職の基本に関わる実践能力」「Ⅲ群：理論的・計画的なソーシャルワークの展開能力」「Ⅳ群：多様な利用者へのソーシャルワークの展開能力」「Ⅴ群：実践環境に対応したソーシャルワークの展開能力」「Ⅵ群：実践の中で研鑽・研究できる能力」の6群から構成されている（社団法人日本社会福祉教育学校連盟2012）。

<sup>5</sup> このような用法で論を展開することは、筆者が「社会福祉士養成教育カリキュラムがソーシャルワーカー養成教育として十分なものである」と認識していることを意味するものではない。「ソーシャルワーカーのための国家資格」として相応しいものとするためには、社会福祉士及び介護福祉士法の改正も含め、養成教育カリキュラムのさらなる見直しが不可欠であるという立場である。ただし、本研究を進める上では具体的な検討対象が必要であることや社会通念上の認識を踏まえた上で社



会福祉士国家資格制度を素材としている。

- <sup>6</sup> 「日本における展開」については4つの重点内容があるが詳細は日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) ホームページを参照。
- <sup>7</sup> 1987年3月に中央社会福祉審議会企画分科会、身体障害者福祉審議会企画分科会及び中央児童福祉審議会企画部会小委員会合同会議より出された「福祉関係者の資格制度について (意見具申)」では、「2資格制度の法制化の必要性」の「(2) 国際化と福祉専門家の養成」において、1986年に東京で開催された国際社会福祉会議を踏まえ、「世界に類を見ない高齢化への道を歩んでいる我が国においては特段の資格制度がないことから、福祉専門家の養成にたちおくらせているという印象を与えており、国際的に見ても資格制度の確立が望まれる」とある。他の背景としては「高齢化の進展」があげられる。
- <sup>8</sup> そのような認識は「日本型福祉社会論」において主張され、1980年代の「活力ある福祉社会」論へと継承された。
- <sup>9</sup> 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2007) 「(案) 平成19年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」より。
- <sup>10</sup> 社会保障審議会福祉人材確保専門員会 (2018) 『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』における表現である。
- <sup>11</sup> 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部『「地域共生社会」の実現に向けて (当面の改革工程)」(平成29年2月7日) による。
- <sup>12</sup> 複合化した課題を抱える個人や世帯に対する支援や「制度の狭間」の問題など、既存の制度による解決が困難な課題の解決を図るため、地域住民による支え合いと公的支援が連動した包括的な支援体制の構築を目指し、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により社会福祉法が改正された (平成29年6月2日公布, 平成30年4月1日施行)。これに関連し、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会報告書 (2017) も公表されている。
- <sup>13</sup> 高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律により、介護保険と障害福祉両方の

制度に新たに共生型サービスを位置づけた。これにより、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所がもう一方の制度における指定も受けやすくなった (平成29年6月2日公布, 平成30年4月1日施行)。

- <sup>14</sup> その具体的な方策として医療福祉の専門職資格における「共通基礎課程の創設」が検討されている。
- <sup>15</sup> 厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料「資料2 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」(平成28年7月15日) 参照。
- <sup>16</sup> 地域共生社会の実現に必要な体制構築において求められるソーシャルワーク機能として「複合化・複雑化した課題を受け止める多機関の協働による包括的な相談支援体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能」と「地域住民等が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制を構築するために求められるソーシャルワークの機能」で計24機能が列挙されている (社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会2018: 6-7)。
- <sup>17</sup> 通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」平成30年1月23日 厚生労働省社援基発0123第1号による。
- <sup>18</sup> 2017 (平成29) 年4月1日、従来の「日本社会福祉士養成校協会」「日本精神保健福祉士養成校協会」「日本社会福祉教育学校連盟」の三団体が合併して誕生したソーシャルワーク教育学校から構成される教育団体である。
- <sup>19</sup> 例えば「社会的孤立」「性的マイノリティ」「8050」「ヤングケアラー」「外国人労働者」等のキーワードに関係する事象をあげることができる。
- <sup>20</sup> 今回の社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しは、厚生労働省内に作業チームが設置され第1回 (平成30年8月1日) から第9回 (平成31年3月27日) までの期間で検討作業が行われた。その後、厚生労働省内での各種調整を経て新カリキュラム (案) が公表された。
- <sup>21</sup> 新カリキュラムに基づく国家試験は2024 (令和6年) 年度から実施される予定である。
- <sup>22</sup> 「社会福祉調査の基礎」(30時間), 「ソーシャルワークの基盤と専門職」(30時間), 「ソーシャルワークの理論と方法」(60時間), 「刑事司法と福祉」(30時間), 「ソーシャルワーク演習」(30時間) の5科目である。
- <sup>23</sup> 通知「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1

号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」平成20年3月28日厚生労働省社授発第0328005号。

<sup>24</sup> 通知「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容について」昭和63年2月12日社庶第26号 最終改定 平成11年11月11日社授第2667号より。

<sup>25</sup> 池田 (2005) は旧カリキュラムの「社会福祉原論」における「現代社会」という表現による「福祉理念」の時代的制約を前提としている点を批判している。

<sup>26</sup> 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2007) 「(案) 平成19年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」より。

<sup>27</sup> 社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2014: 44-75) より抜粋している。

<sup>28</sup> この点については大友・永岡 (2013) が詳しい。

<sup>29</sup> 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2019) 「社会福祉士養成課程のカリキュラム (案)」より。

<sup>30</sup> この点に関連し、三島は次のように指摘している。「アカデミックな場においても、社会福祉学は市民権を得ることができなかった。既存の学問理論を集成すると新しい学問が成立するという保証はどこにもなく、既存の学問からは冷たい視線を投げかけられる。諸学問からの無頓着な理論の流入で成り立つ社会福祉学とは、結局二番煎じにすぎず、学問や科学と呼ぶに値しないと見なされた。もろく、傷つきやすい社会福祉学。このことは、社会福祉学が誕生した頃から常に口にされてきたものである。」(三島2007: iii)。筆者もほぼ同様の認識を持っている。

<sup>31</sup> 社会福祉学の「原論」をめぐるのはパラダイムといえる理論が確立されているとはいえないのが現状である。多数の「人名理論」が存在し、その中でも「岡村理論」「孝橋理論」は理論体系の完成度からみて、他の諸理論を凌駕していると思われるが、それら2つの理論も「社会福祉学のパラダイム」とは言えない。その意味では「私論」や「試論」という面がある。一方、ソーシャルワーク理論において人名理論はほとんどみられない。詳細は米本 (2012) を参照。

<sup>32</sup> この点について最近出版された関連する書籍として鶴・藤田・石川・高橋 (2019)、井出・

柏木・加藤・中島 (2019) がある。

## 引用文献一覧

- ・中央社会福祉審議会企画分科会、身体障害者福祉審議会企画分科会及び中央児童福祉審議会企画部会小委員会合同会議 (1987) 「福祉関係者の資格制度について (意見具申)」全国社会福祉協議会『月刊福祉 増刊号・施策資料シリーズ 社会福祉関係施策資料集7』4-7.
- ・地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (2017) 「地域力強化検討会 最終とりまとめ～地域共生社会の実現に向けた新しいステージへ～」  
<https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000177049.pdf>
- ・仲村優一・一番ヶ瀬康子・右田紀久恵監修／岡本民夫・田端光美・濱野一郎・古川孝順・宮田和明編集 (2007) 『エンサイクロペディア社会福祉学』中央法規出版.
- ・一番ヶ瀬康子 (1971) 『現代社会福祉論』時潮社.
- ・井手英策・柏木一恵・加藤忠相・中島康晴 (2019) 『ソーシャルワーカー—「身近」を革命する人たち』筑摩書房.
- ・池田敬正 (2005) 『福祉原論を考える』高峯出版.
- ・一般社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2017) 『地域における包括的な相談支援体制を担う社会福祉士養成のあり方及び人材活用のあり方に関する調査研究事業 (実施報告) 暫定版』厚生労働省平成28年度生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 (社会福祉推進事業分).
- ・石川久展 (2019) 「わが国におけるミクロ・メゾ・マクロソーシャルワーク実践の理論的枠組みに関する一考察—ピンカスとミナハンの4つのシステムを用いてのミクロ・メゾ・マクロ実践モデルの体系化の試み—」『Human welfare』11 (1)、関西学院大学人間福祉学部研究会、25-37.
- ・岩崎晋也編著 (2011) 『リーディングス日本の社会福祉1社会福祉とはなにか』日本図書センター.
- ・岩田正美 (2012) 「社会福祉原論の手法と課題」第59回日本社会福祉学会春季大会シンポジウム「いま社会福祉原論に求められていること」『社会福祉学』VOL.52-4、99-102.
- ・木原活信 (2012) 「指定発言」『社会福祉学』VOL.52-4、111-114.

- ・高良麻子 (2013) 日本の社会福祉士によるソーシャル・アクションの認識と実践『社会福祉学』第53巻第4号, 42-54.
- ・高良麻子 (2017) 『日本におけるソーシャルアクションの実践モデル—「制度からの排除」への対処』中央法規出版.
- ・厚生労働省政策統括官付社会保障担当参事官室 第1回「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部資料「資料2 地域包括ケアの深化・地域共生社会の実現」(平成28年7月15日)  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000130500.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000130500.pdf)
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2007) 「(案) 平成19年度社会福祉士及び介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」  
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/seikatsuhogo/dl/shakai-kaigo-yousei01.pdf>
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2019) 「令和元年度社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000523365.pdf>
- ・厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室 (2019) 「社会福祉士養成課程のカリキュラム (案)」  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000525183.pdf>
- ・厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日)  
[https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyo-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyo-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000150632.pdf)
- ・三島亜紀子 (2007) 『社会福祉学の〈科学〉性 ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房.
- ・内閣府「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋」(骨太方針2016:平成28年6月2日閣議決定)  
[https://www5.ca.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016\\_basicpolicies\\_ja.pdf](https://www5.ca.go.jp/keizai-shimon/kaigi/cabinet/2016/2016_basicpolicies_ja.pdf)
- ・日本学術会議 社会学委員会 社会福祉学分野の参照基準検討分科会 (2015) 「報告 大学教育の分野別質保証のための教育課程編成上の参照基準 社会福祉学分野」  
<http://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-23-h150619.pdf>
- ・日本ソーシャルワーカー連盟 (JFSW) ホームページ「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義の日本における展開」  
<http://jfsw.org/definition/japan/>
- ・大友信勝・永岡正己編著 (2013) 『社会福祉原論の課題と展望』高峯出版.
- ・社団法人日本社会福祉教育学校連盟 (2012) 「福祉系大学における人材養成機能向上に関する調査研究」報告書, 平成23年度文部科学省先導の大学改革推進委託事業.
- ・社団法人日本社会福祉士養成校協会 (2014) 『社会福祉士養成新カリキュラムの教育実態の把握と, 社会福祉士に必要な教育内容のあり方に関する研究事業〈中間報告〉』(公財) 社会福祉振興・試験センター助成金事業.
- ・社会福祉専門職団体協議会国際委員会, 日本ソーシャルワーカー協会, 日本社会福祉士会, 日本医療社会福祉協会, 日本精神保健福祉士協会 (2016) 「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義と解説」  
[www.jacsw.or.jp/06\\_kokusai/.../SW\\_teigi\\_01705.pdf](http://www.jacsw.or.jp/06_kokusai/.../SW_teigi_01705.pdf)
- ・社会保障審議会福祉人材確保専門員会 (2018) 『ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について』  
[https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu\\_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf](https://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000199560.pdf)
- ・首相官邸ホームページ「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)  
<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/ichiokusoukatsuyaku/index.html>
- ・鶴幸一郎・藤田孝典・石川久展・高端正幸 (2019) 『福祉は誰のために ソーシャルワークも未来図』へるす出版.
- ・通知「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」平成30年1月23日 厚生労働省社援発0123第1号.
- ・通知「社会福祉士及び介護福祉士法第7条第1号に規定する社会福祉に関する科目等の読替の範囲について」平成20年3月28日 厚生労働省社援発第0328005号.
- ・通知「社会福祉士養成施設等における授業科目の目標及び内容並びに介護福祉士養成施設等における 授業科目の目標及び内容について」昭和63年2月12日社庶第26号 最終改定 平成11年11月11日社援第2667号.

- ・横山壽一・阿部 敦・渡邊かおり（2011）『社会福祉教育におけるソーシャル・アクションの位置づけと教育効果 社会福祉士の抱く福祉観の検証』金沢電子出版.
- ・米本秀仁（2012）「社会福祉とソーシャルワーク関係原論」第59回日本社会福祉学会春季大会シンポジウム「いま社会福祉原論に求められていること」『社会福祉学』VOL.52-4, 107-110.

